

関東地方整備局職員行動基準

《基本理念》

私たち関東地方整備局は、国土交通省の一員として、首都中枢機能を担う関東地方において、広域的な視点に立ち、社会資本整備を通して、地域活性化を図り、災害に強い国土づくりに貢献することなどで、国民の命と暮らしを守ります。

《行動規範》

基本理念を達成するため、業務を行うにあたり、職員がとるべき判断や行動のあり方についての基本的事項として、『行動規範』を定め、これに基づき、職員一人ひとりが自ら考え行動していきます。

〈職員としての心構え〉

私たちは、国民全体の奉仕者としての立場を認識し、法令を遵守し、責任を持って行動します。

私たちは、自己の職責を認識し、誇りと自覚を持って、常に職務遂行能力の向上に努めます。

〈仕事の進め方〉

私たちは、地域の皆様からの声に耳を傾け、絶えずニーズに応える工夫を続けます。

私たちは、積極的に情報を発信し、社会への説明責任を果たします。

私たちは、関東地方整備局がこれまで培ってきた知識と経験を総合的に発揮し、業務改善に取り組み、迅速かつ的確に成果を出します。

〈職場の環境づくり〉

私たちは、仕事と生活の調和を図り、互いに力を合わせ、生き生きと働ける職場を作ります。

私たちは、積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。